

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	27	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国際戦略港湾及び一定の要件（コンテナ取扱量が10万TEU/年以上等）を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定のコンテナ埠頭（岸壁の長さが二百四十メートル以上等）における荷さばき施設等 ・ 特例措置の内容 取得後10年間、固定資産税・都市計画税の課税標準額を <ul style="list-style-type: none"> ①国際戦略港湾（京浜港、大阪港、神戸港）における資産 1/2 ②一定の要件を満たす国際拠点港湾（苫小牧港、仙台湾港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、広島港、関門港、博多港）における資産 2/3 とする特例措置を2年間延長。 		
関係条文	地方税法附則第15条第25項 地方税法施行令附則第11条第26項及び第27項 地方税法施行規則附則第6条第48項、第49項及び第50項 港湾法第2条第2項、第3項及び第5項、第43条の11第12項、第55条の7第1項、第55条の9第1項、附則第20項 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条第1項		
減収見込額	[初年度] — (▲131) [平年度] — (▲189) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 港湾運営会社による設備投資の促進及び民の視点での港湾運営の促進を通じて、我が国港湾の国際競争力を強化することにより、我が国に寄港する国際基幹航路を維持・拡大し、もって我が国の産業立地競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、コンテナ船の大型化や船社間のアライアンス化の進展等により、国際戦略港湾における国際基幹航路の寄港地の絞り込みが進んでいる。近隣諸国に比べ、我が国の国際戦略港湾等は、施設整備面においても遅れをとっており、我が国に寄港する国際基幹航路の寄港回数は減少傾向にある。国際基幹航路の寄港が失われると、物流コストの増大により産業立地競争力が低下し、国民の所得や雇用にも大きな影響を与えることとなる。</p> <p>このため、平成23年の港湾法改正により、国際戦略港湾・国際拠点港湾において民の視点での港湾の一体運営を可能とする港湾運営会社制度が設けられて以降、港湾運営会社を中心として国際基幹航路の維持・拡大のための取組を進めており、令和2年2月には、官民一体となった取組を更に促進するための強化策を盛り込んだ改正港湾法が施行された。今後、国際基幹航路の寄港の維持・拡大を確実に図るためには、効率的な港湾運営等を進め、港湾運営会社による取組を更に深化させる必要がある。</p> <p>このため、港湾運営会社は、効率的な港湾運営を進めるために、港湾管理者に代わって大型化した船舶に対応するために荷さばき施設等の増設を行うこと、高能率の荷さばき施設等を整備して荷さばきスピードを向上させる等、民の視点での港湾運営を行うことにより、港湾コストの低減を図っていくことが求められている。</p> <p>効率的な港湾運営を促進するとともに、港湾運営会社による設備投資を促進するためには、本特例措置が不可欠である。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>業績指標 77 我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保</p> <p>○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「道路や港湾など生産性向上等に直結する社会資本の重点的な整備に加え、航空や鉄道などの必要な輸送能力の確保を図るとともに、データ、新技術も活用した物流の効率性・安全性の向上に資する取組を加速する。」と記載あり。</p> <p>○ 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において、「感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、・・・国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る・・・。」と記載あり。</p>
	政策の達成目標	○ 国際コンテナ戦略港湾において、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献するとともに、国際拠点港湾における低コストでの港湾物流サービスの提供を通じて、地域経済の興隆、地域の産業立地環境の向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	○ 2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	○ 国際コンテナ戦略港湾において、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献するとともに、国際拠点港湾において、民の視点による更なる効率的な運営を実現し、地域経済の興隆を通じた我が国経済の発展と国民生活の向上に貢献する。
政策目標の達成状況	<p>○ 令和元年度時点で、京浜港において週27万TEU（欧州：週2便、北米：デイリー寄港、中南米・アフリカ・豪州：3方面・週12便）、阪神港において週10万TEU（欧州：週1便、北米：デイリー寄港、中南米・アフリカ・豪州：2方面・週5便）の輸送力を確保している。</p> <p>○ 令和元年度時点で、国際戦略港湾の全て（京浜港、大阪港、神戸港）及びコンテナ取扱量が上位の国際拠点港湾9港中5港（名古屋港、四日市港、新潟港、博多港、広島港）で港湾運営の民営化が実現した。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	○ （令和3年度）91件、（令和4年度）101件 出典：各港湾運営会社からのヒアリングによる
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>○ アジア諸外国の港湾との激しいコスト競争の中にある現状において、国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るためには、港湾運営への民の視点の導入や高能率の荷さばき施設等の整備により港湾運営を効率化し、我が国港湾における港湾コストを低減させることが必要である。このため、港湾運営の民営化及び港湾運営会社による高能率の荷さばき施設等の整備を促進する必要がある。</p> <p>港湾運営会社がこの様な施設整備を行うためには、多額の取得費用に加え、多額の維持費用を負担するだけの資金的余裕があることが必要である。しかし、港湾コストの低減を求められる港湾運営会社にとって、必要な資金を確保するために施設利用料の値上げを行うことは困難である。また、上記のとおり多額の費用負担が生じることから、インセンティブ無しでは、港湾運営の民営化が阻害されかねない。</p> <p>このため、港湾運営会社による設備投資を促進するとともに、港湾運営の民営化を促進することで港湾コストの低減を図るためには、整備した荷さばき施設等の維持費用を軽減させる本特例措置がきわめて有効である。</p> <p>我が国港湾への国際基幹航路に就航する外貿コンテナ船の寄港回数の維持・増加を図るため、総力をあげて「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の3本柱を軸とした国際コンテナ戦略港湾政策に取り組んでいるところであり、他の近隣諸国との競争条件を整え、我が国港湾に寄港する国際基幹航路が増加に転じて「多方面・多頻度の直航サービスの充実」をできるまでの間、必要な税制措置である。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ 無利子貸付：令和3年度予算要求額 港湾整備事業 2702 億円の内数 ○ 港湾機能高度化施設整備費補助：令和3年度予算要求額 港湾整備事業 2702 億円の内数																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	以下の役割分担を行っている。 ○ 無利子貸付：施設を取得する際の資金繰りを支援し、施設整備を促進 ○ 港湾機能高度化施設整備費補助：施設の取得に係るコストを低減し、施設整備を促進 ○ 本特例措置：施設の維持に係るコストを低減し、施設整備を促進 ○ 国による港湾運営会社への出資（平成26年度予算5億円（阪神港）、平成27年度予算5億円（京浜港）、平成31年度予算5億円（京浜港））：国、港湾管理者、民間の協働体制の構築、施設整備を促進																		
要望の措置の妥当性	○ 本特例措置は、港湾運営会社に対して、施設の維持コストの低減を行うことにより、荷さばき施設等の設備投資や民の視点での港湾運営のインセンティブとなるものであり、我が国港湾の国際競争力強化のためには必要不可欠なものである。																			
税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>104件</td> <td>104百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>131件</td> <td>160百万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>144件</td> <td>145百万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>154件</td> <td>136百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>163件</td> <td>145百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：各港湾運営会社からのヒアリングによる</p>		年度	適用件数	減収額	平成27年度	104件	104百万円	平成28年度	131件	160百万円	平成29年度	144件	145百万円	平成30年度	154件	136百万円	令和元年度	163件	145百万円
年度	適用件数	減収額																		
平成27年度	104件	104百万円																		
平成28年度	131件	160百万円																		
平成29年度	144件	145百万円																		
平成30年度	154件	136百万円																		
令和元年度	163件	145百万円																		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>① 適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用総額（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>（固定資産税）</th> <th>（都市計画税）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,495,776（平成28年度）</td> <td>277,536（平成28年度）</td> </tr> <tr> <td>9,477,898（平成29年度）</td> <td>277,536（平成29年度）</td> </tr> <tr> <td>10,301,745（平成30年度）</td> <td>273,596（平成30年度）</td> </tr> </tbody> </table>		（固定資産税）	（都市計画税）	6,495,776（平成28年度）	277,536（平成28年度）	9,477,898（平成29年度）	277,536（平成29年度）	10,301,745（平成30年度）	273,596（平成30年度）										
（固定資産税）	（都市計画税）																			
6,495,776（平成28年度）	277,536（平成28年度）																			
9,477,898（平成29年度）	277,536（平成29年度）																			
10,301,745（平成30年度）	273,596（平成30年度）																			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	○ 本特例措置により、荷さばき施設等の維持費用が軽減されるため、港湾運営会社による高能率の荷さばき施設等の整備が進んでいる。																			
前回要望時の達成目標	○ 国際コンテナ戦略港湾において、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに資する多方面・多頻度の直航サービスを充実する。 ○ 民営化が実現していない国際拠点港湾4港のうち、少なくとも1港において民営化を実現する。																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>【前回要望時からの達成度】</p> <p>○ 令和元年度時点で、京浜港において週27万TEU（欧州：週2便、北米：デイリー寄港、中南米・アフリカ・豪州：3方面・週12便）、阪神港において週10万TEU（欧州：週1便、北米：デイリー寄港、中南米・アフリカ・豪州：2方面・週5便）の輸送力を確保している。</p> <p>【目標に達していない理由】</p> <p>○ 民営化が実現していない国際拠点港湾のうち、苫小牧港、仙台湾港においては、引き続き、港湾管理者を中心に、その実現のための課題の解消に向けた検討を継続しているところであるため。</p>																			
これまでの要望経緯	平成23年度創設、平成25年度、平成27年度、平成29年度及び平成31年度延長 令和2年度縮減（特例港湾運営会社に係る税制を撤廃）																			